

# 福祉文教常任委員会協議会 説明資料

令和5年2月2日

大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

---

## 資料

---

改正概要 . . . . . 1

改正内容 . . . . . 1

施行日 . . . . . 2

子育て支援課

## 1 改正概要

本条例（平成26年大磯町条例第14号）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業（学童保育事業）の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

具体的な内容については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）を踏まえ、規定しています。

この度、次の内容について国基準が改正されたことに伴い、本条例の規定の改正を行います。

- 内容
- (1) 児童の安全確保の推進
  - (2) 自動車運行時の児童の所在確認
  - (3) 業務継続計画の策定等の努力義務化
  - (4) 衛生管理の推進の努力義務化

## 2 改正内容

### (1) 児童の安全確保の推進

#### ア 安全計画の策定

放課後児童健全育成事業者は、児童の安全確保を図るため、設備の安全点検、日常生活における安全に関する指導、職員の研修・訓練等の安全計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講ずることを義務付けます。

#### イ 安全計画の職員への周知

放課後児童健全育成事業者は、職員に対して安全計画を周知し、研修・訓練を定期実施することを義務付けます。

#### ウ 安全計画の保護者への周知

放課後児童健全育成事業者は、保護者に対して安全計画に基づく取組の内容等を周知することを義務付けます。

#### エ 安全計画の見直し・変更

放課後児童健全育成事業者は、定期的な安全計画の見直し及び必要に応じた安全計画の変更を行うものとします。

## (2) 自動車運行時の児童の所在確認

児童の学童施設外での活動等のために自動車を運行する場合には、乗車及び降車の際に点呼等による児童の所在確認を行うことを、放課後児童健全育成事業者に義務付けます。

## (3) 業務継続計画の策定等の努力義務化

### ア 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において業務を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、計画に従い必要な措置を講ずることを放課後児童健全育成事業者の努力義務とします。

### イ 業務継続計画の周知

業務継続計画を職員に周知し、必要な研修及び訓練を定期的の実施することを放課後児童健全育成事業者の努力義務とします。

### ウ 業務継続計画の見直し・変更

放課後児童健全育成事業者は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画を変更することを努力義務とします。

## (4) 衛生管理の推進の努力義務化

放課後児童健全育成事業所における感染症・食中毒の予防・まん延防止のための「必要な措置を講ずる」努力義務は課されているものの、具体的な内容は規定されていないため、努力義務として求めるべき具体的内容として、研修及び訓練を実施することを条例に明記します。

## 3 施行日

令和5年4月1日から施行します。

※2(1) → 令和6年3月31日までの経過措置規定あり。